

# 公 募 広 告

令和8年2月20日

支出負担行為担当官  
広島法務局長 江 口 幹 太

広島法務局においては、令和8年4月から、広島市安佐南区大町東地区内で不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に定める地図の作成事業を予定しています。

つきましては、当該作業のために必要となる現地事務所及び駐車場を下記のとおり公募します。

## 記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 契約名

令和8年度広島法務局不動産登記法第14条第1項地図作成事業（大都市特化型）現地事務所及び駐車場賃貸借契約

#### (2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

#### (3) 現地事務所及び駐車場の仕様等

募集要領のとおり

### 2 公募に参加できる者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は広島県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。

(5) 広島法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約

の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

- (6) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

### 3 公募参加申請書、募集要領等公募関係資料の交付

#### (1) 交付期間

令和8年2月20日（金）から同年3月4日（水）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる土曜日及び日曜日、国民の祝日を除く。）

#### (2) 交付場所及び問合せ先

〒730-8536

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎3号館3階

広島法務局会計課施設係 兵藤

電話 (082) 228-5914 (直通)

電子メールアドレス：kaikei\_hiroshima\_moj\_bal@moj.go.jp

#### (3) 交付方法

公募関係資料は、上記(2)にて交付する。

なお、公募関係資料の郵送又は電子メールによる交付を希望する場合は、上記(2)の連絡先に電話又は電子メールで連絡すること。

おって、交付依頼を電子メールによって行った場合は、上記(2)記載の電話番号に電子メールが到着したか確認を行うこと。

### 4 応募の受付

#### (1) 受付期間

上記3(1)に同じ

#### (2) 応募方法

募集要領記載の公募参加資格の確認等に係る提出書類等を持参又は郵送又は電子メールにより、上記3(2)に提出する。

なお、郵送による場合は、配達状況が追跡可能な方法（例：書留郵便）を利用し、提出期限必着、電子メールにより提出した場合は、上記3(2)記載の電話番号に到着確認の電話を行うこと。

なお、代理人に応募をさせる場合は、その委任状も郵送又は持参する。

(3) 提出先

上記 3 (2) に同じ

5 契約書作成の要否  
要